

【都営バス】運賃改定に伴う乗車券等の取扱い概要

1 運賃の適用時期

- ◇ 平成26年3月31日終車分まで、現行運賃を適用いたします。
- ◇ 平成26年4月1日始発分より、改定運賃を適用いたします。

2 定期券

- ◇ 新規定定期券は7日前から、継続定期券は14日前からお求めいただけます。
- ◇ 運賃改定前(3月31日まで)にお求めの定期券でも、有効期間内であれば、4月1日以降もそのままご利用いただけます。

(例)3月30日に、4月1日から有効の定期券をお求めになる場合は、現行運賃でお求めいただけます。

※ 定期券は、発売場所により発売時間が異なりますので、ご注意ください。

3 回数券

- ◇ 運賃改定前(3月31日まで)にお求めの回数券を、4月1日以降ご利用される場合は、改定運賃との差額を現金(又は回数券)でお支払いください。

(例)運賃が210円に改定されるバスを200円の数回券でご利用になる場合、210円－200円＝10円を現金(又は回数券)でお支払いください。

4 「IC運賃(1円単位)」の適用条件

- ◇ 普通運賃について、PASMO等の1枚のICカードで運賃全額を一度にお支払いいただく場合に限り適用されます。
- ◇ 運賃支払いの際にICカード内の残額が不足するとき、千円追加チャージする場合には、IC運賃(1円単位)、それ以外の場合には現金運賃(10円単位)が適用されます。

(例)現金運賃(10円単位)で210円、IC運賃(1円単位)で206円であるバスの運賃支払い時にICカード内残額が205円の場合、

・千円札での追加チャージによるお支払い

→ IC運賃(1円単位)が適用され、206円が引き去りされます。

・全額を現金(又は回数券)でのお支払い

→ 現金運賃(10円単位)が適用され、210円をお支払いいただきます。

・チャージ残額から10円単位の最大値を引き去り、差額を現金でお支払い

→ 現金運賃(10円単位)が適用され、200円が引き去りされ、差額の10円をお支払いいただきます。